【表紙】

【根拠条文】 法第27条の23第1項

【氏名又は名称】 祝田法律事務所

弁護士 川村一博

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階

 【報告義務発生日】
 平成30年6月20日

 【提出日】
 平成30年6月27日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】1

【提出形態】その他【変更報告書提出事由】該当なし

# 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社パソナグループ
証券コード	2168
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所市場第一部

# 第2【提出者に関する事項】

- 1【提出者(大量保有者)/1】
- (1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(ケイマン諸島法人)
氏名又は名称	オアシス マネジメント カンパニー リミテッド (Oasis Management Company Ltd.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書 箱309、メイプルズ・コーポレート・サービシズ・リミテッド
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	平成23年6月16日
代表者氏名	フィリップ・メイヤー (Phillip, Meyer)
代表者役職	ジェネラル・カウンセル (General Counsel)
事業内容	顧客またはファンドの資産管理

### 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 祝田法律事務所 弁護士 川村一博
電話番号	03-5218-2084

### (2)【保有目的】

ポートフォリオ投資および重要提案行為。

## (3)【重要提案行為等】

株主価値を守るため、重要提案行為を行うことがある。

# (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			2,092,900
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	н
新株予約権付社債券(株)	В	-	1
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		М
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0	Р	Q 2,092,900
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		2,092,900
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

#### 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成30年4月11日現在)	V 41,690,300
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	5.02
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	

## (5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価	
平成30年6月19日	株券	72,200	0.17	市場内	取得		
平成30年6月20日	株券	51,800	0.12	市場内	取得		

#### (6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

保有株券の総数のうち225,000株はNomura International PIcとの消費貸借によるもの、200,000株は Credit Suisse Securities (Europe) Limitedとの消費貸借によるもの、134,000株はDeutsche Bank AGとの消費貸借によるもの、30,000株はMerrill Lynch Internationalとの消費貸借によるものである。

## (7)【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)		
借入金額計(X)(千円)		
その他金額計 (Y) (千円)		2,249,043
上記 (Y) の内訳	ファンドの資金	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)		2,249,043

## 【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

### 【借入先の名称等】

名称 ( 支店名 )	代表者氏名	所在地